

経営者保証不要！

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となる必要はありません。

スタートアップ^o創出 促進保証制度

ご利用いただける方は、次のいずれかに該当する方です。

創業を予定されている方

- 事業を営んでいない個人で、2か月以内（※）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある
※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内となります。
- 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

創業後5年未満の法人

- 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である
- 分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である
- 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である

金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。

なお、ご利用いただける法人の企業形態は、会社法第2条第1項に定める株式会社、合名会社、合資会社、合同会社です。



長崎県信用保証協会

詳細は裏面をご確認ください

スタートアップ創出促進保証制度の概要

保証限度額	3,500万円	責任共有制度	対象外（100%保証）
対象資金	運転資金、設備資金	申込方法	金融機関経由
返済方法	原則均等分割返済	保証期間	10年以内 （据置期間1年または3年以内（※））
担保	不要	保証人	不要
融資利率	金融機関所定利率	保証料率	1.0%（創業関連保証の保証料率に0.2%上乘せ）
添付書類	創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）		

※次のいずれかに該当する場合、3年以内とすることができます。なお、プロパー借入とは、信用保証協会の保証を付さない借入をいいます。
①本保証付借入と原則同時に、申込金融機関からプロパー借入をする
②保証申込時にプロパー借入の残高がある

借入前にご確認ください



創業を予定されている方、または税務申告1期末終了の方は、創業資金総額の1／10以上の自己資金が必要となります。

ガバナンス体制の確認



本保証制度を利用した方は、原則として法人設立から3年目と5年目に、ガバナンス体制の整備に関するチェック（※）を受け、「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」（写）を金融機関に提出してください。

※持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現させるためにはガバナンス体制の整備・強化が必要であり、中小企業活性化協議会が「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」等についてチェックを行います。

詳しくは、金融機関または当協会までお問い合わせください



長崎県信用保証協会

経営支援部 経営支援課 TEL 095－822 － 9932
佐世保支所 経営支援課 TEL 0956－23 － 3295